

# 国際審査協力に関する最近の動き

## —コロナ禍でのオンライン化を中心に—

審査第一部 調整課 審査企画室 課長補佐 (国際審査協力担当) 山本 俊介

審査第二部 繊維包装機械 審査官

(前 審査第一部 調整課 審査企画室 審査企画班 審査企画第二係長) 飯田 義久

### 抄録

審査企画室では、「国際研修指導」と「審査官協議」の二本柱で構成される「国際審査協力」の取組を実施しています。国際審査協力は、海外知財庁の審査官との相互派遣による直接対面での議論(指導)が特徴でしたが、2020年度以降のコロナ禍では相互派遣が制限されたため、オンライン形式に切り替えて実施されています。本稿では、そのようなコロナ禍における国際審査協力のオンライン化を中心に、国際審査協力に関する最近の状況を紹介します。

国際審査協力の具体的なイメージをつかむために図と写真を多めに用いておりますので、お忙しい方は図と写真を追っていただくだけでも国際審査協力の現況を把握いただけます。

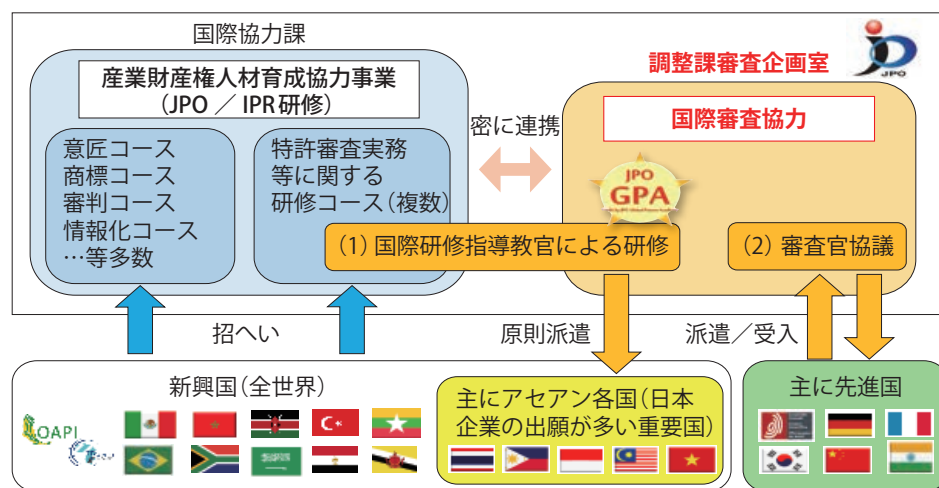
## 1. はじめに

### 1-1. 国際審査協力とは

審査企画室にて実施している「国際審査協力」の取組は、(1) 新興国の審査官への審査実務指導(以下、「国際研修指導」や「研修」といいます)と、(2) 主に先進国の審査官と実案件を用いた議論を行う審査官協議、の二本柱で構成されています。国際審査協力は国際協力課の産業財産権人材育成協力事業と

も関係が深いため、両者の関係を含む全体像を図1に示します。

(1) の審査実務指導(研修)は、国際研修指導教官として任命されたJPO審査官を新興国に派遣し(もしくはオンライン形式。まれに招へい)、新興国審査官に対する審査実務の指導のほか、管理職向けの人材育成や審査マネジメントに関する研修を提供するものです。これは、特に日本企業の特許出願が多いアセアンを中心に、新興国審査官の実務能



※図中の「派遣」「受入」「招へい」は全てオンライン形式で実施可能。

※対象国として示されている国旗の国々は一例であり、年度により異なる。

※国際協力課では、上記のほか、WIPOやJICAと連携した途上国支援の取組も実施。

詳細は、特許庁ウェブサイト「途上国等への支援について」<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/index.html>を参照。

図1 JPOにおける国際審査協力の位置付け

1) 当然ながら国際研修指導教官による研修提供リソースは限られているため、審査企画室は国際協力課と連携し、どの新興国にどのような協力を行うかについて、相手方の状況やニーズ、及び日本企業の進出状況、出願動向等を踏まえて、戦略的にリソース配分しています。

力の向上と、JPO 審査実務の普及・浸透を目的とした取組です。海外知財庁に対しては、「JPO Global Patent Academy」(GPA) と呼称しています。また、国際研修指導教官は、国際協力課が担当する産業財産権人材育成協力事業 (JPO/IPR 研修) における特許審査実務等に関する一部の研修コースにおいても研修講師を務めています (図1 参照)。

(2) の審査官協議は、EPO や欧州各国、中国、インド等の知財庁と審査官を相互に派遣し (もしくはオンライン形式)、主に両庁の共通ファミリー案件を用いて、特許性の判断手法や先行技術文献の調査手法等を直接議論するものです。これは、両庁の審査実務についての相互理解と、互いの審査結果に対する信頼感の醸成を通じた審査実務の調和を目的とした取組です。また、協議の担当審査官にとっては、相手方の審査実務に触れることで JPO 実務との共通点や相違点を発見するとともに、JPO 側の案件を説明することで、自らの審査業務を振り返り、整理する機会ともなるでしょう。コロナ前の 2019 年度までは、審査官協議に来日した海外の審査官を審査室等で見かけることもしばしばあったかと思えます。

これら国際審査協力の取組が最終的に目指すところは、日本企業・ユーザーの利益です。日本企業が海外で特許権を取得する場合、審査処理が遅い、JPO の実務とは異なる観点の拒絶理由が通知される、拒絶理由通知が理解しにくい等、審査実務に関する数々のハードルが存在しています。そのような状況において、国際審査協力は、審査実務の調和や JPO 審査実務の海外知財庁への浸透を促進し、日本企業が海外で権利取得する際の予見可能性を向上させ、現地での円滑な権利取得に資することを目的としています。

## 1-2. 国際審査協力に関する既存の公開情報

特許庁ウェブサイトでは、途上国支援の枠内で「国際研修指導教官による研修提供」のページ<sup>2)</sup>を

構築し、近年の新興国への研修提供の概要を写真付きで掲載しております。また、特許庁内のみアクセス可能なイントラ情報となりますが、「国際審査協力イントラ」のページ<sup>3)</sup>にて、国際審査協力に関する詳細な情報提供を行っております。

さらに、国際審査協力に関しては、過去、以下の素晴らしい特技懇記事が存在しますので、是非ご参照ください。

(1) 柳澤智也「特許審査の国際戦略」特技懇 No.283, 2016<sup>4)</sup>

国際審査協力が開始された経緯や施策的意義について、柳澤審査企画室長 (当時) が詳述しています。

(2) 中楨利明「インド特許意匠商標総局の新人審査官研修への協力について」特技懇 No.283, 2016<sup>5)</sup>

2016 年に実施されたインドへの大規模な新人研修プロジェクトについて、実際に現地に派遣された中楨教官代表 (当時) ご自身によるレポートであり、現地での熱量が伝わってくる内容となっています。

(3) 中野裕之、菊地リチャード平八郎「国際審査協力のこれまでとこれから」特技懇 No.294, 2019<sup>6)</sup>

研修と審査官協議それぞれについて、具体的な業務の流れを実例に基づいて分かりやすく解説しています。

(4) 「日仏審査官協議インタビュー」特技懇 No.300, 2021<sup>7)</sup>

2020 年 9 月にオンライン実施された日仏審査官協議について、実際に参加した日仏双方の審査官へのインタビュー記事です。審査官協議について相手庁側の感想や意見を参照できる貴重な記事です。

2021 年度現在においても、国際審査協力の趣旨・精神は、上記の特技懇記事にて語られている内容から大きく変わることはありません。しかし、2020 年度以降のコロナ禍では出張が制限され、全ての国際審査協力がオンライン形式に切り替わったことで、国際審査協力の特徴であった「直接対面

2) [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa\\_training/index.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html)

3) <https://www.administrative-affairs-division.first-patent-examination-department.jpo.go.jp/kokusai/> (特許庁内イントラ)

4) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/283/283tokusyu1.pdf>

5) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/283/283tokusyu2.pdf>

6) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/294/294tokusyu1-5.pdf>

7) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/300/300interview.pdf>

での議論」が実施できなくなりました。本稿では主に、コロナ禍において、どのように国際審査協力をオンライン化して実施しているのかという点と、国際審査協力に関する直近のアップデート事項を紹介いたします。

なお本稿において、国際審査協力のうち国際研修指導に関する記述は山本が、審査官協議に関する記述は飯田が担当しました。本稿における見解は、筆者ら個人のものであり、筆者らが属する組織のものではありません。

## 2. 国際研修指導の最近の動き

### 2-1. 新興国、特にアセアンの現況

JPOによる新興国への二国間での研修提供は、10年弱の歴史があります。これまでの研修提供の中心となっていたのは、主に滞貨解消を目的とした新興国審査官の増員に対応した、新規採用審査官の育成支援（新人研修）です。例えばタイ知的財産局（DIP）は、2016年から現在にかけて、特許審査官を当初の20数名から100名程度まで増員しましたが、その新規採用審査官ほぼ全員に対してJPOの国際研修指導教官が新人研修を実施済みです。

このようにタイを含むアセアン5カ国（タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン）の知財庁は、ここ数年審査官を増員し続けておりJPOはそれに対応する形で研修を提供してきました。そしていずれの庁も現在では100名程度の審査官を抱える「中規模庁」といえる状況となり、更なる審査官増員の動きは鈍っています。一方でJPOやIP豪州<sup>8)</sup>の支援のもと、各庁内部における独自の審査官育成スキームの確立も進められています。このような状況においてアセアン各庁がJPOに求める研修ニーズは、主に新規採用審査官を対象とした特

許審査実務の基礎的事項のレクチャーから、特定技術分野ごとの審査実務やサーチノウハウといった、より専門的かつ高度な審査手法の習得に移行していきます<sup>9)</sup>。アセアン各庁は審査官増員を達成したものの、依然として滞貨や審査実務の品質の問題は残っているため、JPOは変化する研修ニーズに対応しながら研修提供を継続する必要があります。

### 2-2. 国際研修指導体制の強化

上記のような新興国、特にアセアンの現況を踏まえ、JPOでは近年、国際研修指導の体制が強化されていますので、その概略を図2を用いて説明します。

既に言及しているように、研修において中心的に活動いただいているのは「国際研修指導教官」です。国際研修指導教官は、特許審査の実務経験が豊富な審査官29名（2021年度）から構成されており、あらゆる技術分野の研修に対応するため、各審査部から複数名任命されているほか、人材育成や審査マネジメントに関する研修に対応するために、管理職級の教官も複数名任命されています。

さらに、教官が対応困難な技術分野の研修に対応し、教官業務をサポートする目的で、「国際研修指導支援担当官」も各審査部から任命されています。これにより、対応可能な技術分野の網羅性が高まり、新興国の要望に応じたきめ細かい研修提供が可能となります。

2020年度には、教官経験者や海外駐在経験者の方々を中心として、国際研修カウンセラーも増設されました。国際研修カウンセラーは、過去の教官業務での経験や海外駐在で得られた特定国の知見に基づいて、国際研修指導業務のアドバイスをを行うほか、その人脈を用いて相手国受講生との橋渡しを行います。

このように、JPOの国際研修指導体制は、新興国

8) IP豪州は、RPEM (Regional Patent Examination Training Mentoring Program) をアセアン各庁に提供済みであり、これは、IP豪州のメンターが各庁とコンサルの上、当該国の法律や審査基準に基づいた各庁ごとの長期（1,2年程度）の審査官育成プログラムを策定するものです。 <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/supporting-international-patent-examination-training>

9) 第14回PCT作業部会（2021年6月14-17日開催）のPCT/WG/14/13「Coordination of Patent Examiner Training」のWIPO事務局提案文書においても、先進国から研修提供を受ける側の新興国の今後の状況について、「In the end, this will enable the Offices to assure an efficient and effective training of entry-level examiners by their own means and largely independent of external support, as it is the case with major patent Offices in developed countries. External support may, however, still be needed for post entry-level training, such as technology specific training.」（筆者訳：最終的には、先進国の主要な特許庁と同様に、（新興国の）特許庁が独自の手段で、外部からの支援にほとんど依存せずに、初級レベルの審査官の効率的かつ効果的なトレーニングを保証することができるようになる。ただし、技術固有の研修など、初級レベル以降の研修については、依然として外部の支援が必要となるだろう。）と同様の見解が述べられています。



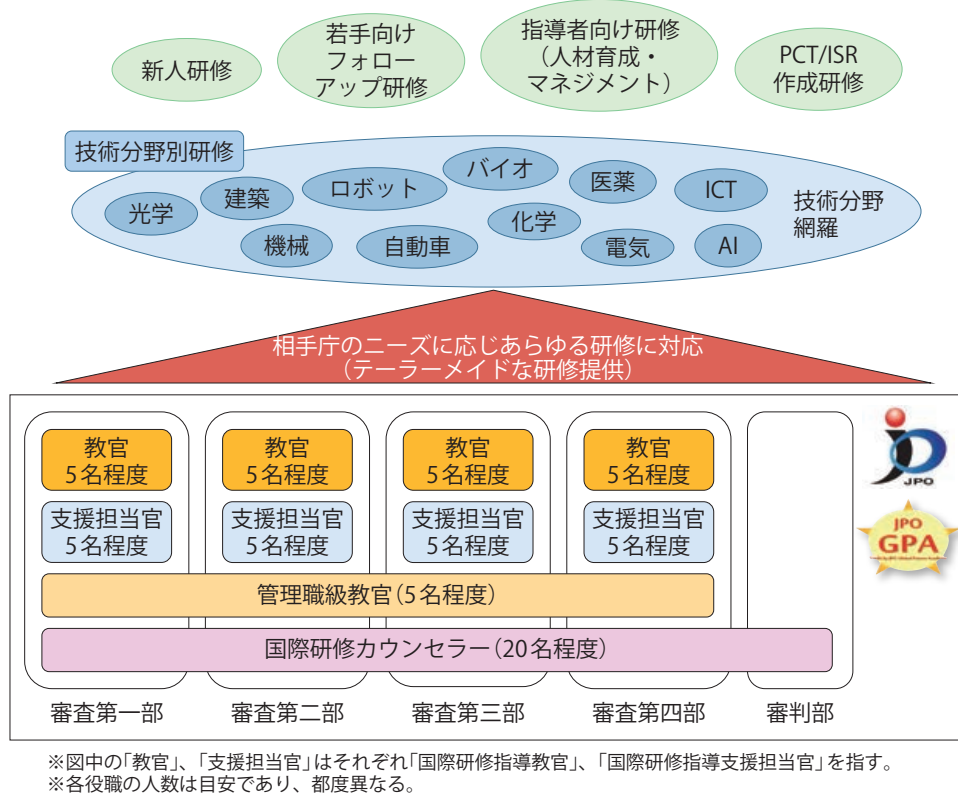


図2 国際研修指導体制

側のニーズの変化に柔軟に対応可能な手厚いものです。この体制は、技術分野毎に経験豊富な審査官を多数擁するとともに緻密な審査基準・事例集等を取り揃えるJPOだからこそ構築できるものです。これは、他の知財庁・組織が容易には追随できないJPOの強みです。

### 2-3. オンラインでの国際研修指導

2020年度の国際研修指導は全てオンライン形式で実施され、さらに2021年度もオンライン形式が継続されています。ここでの「オンライン」には、オンライン会議ツールを用いたリアルタイムのライブ講義と、ビデオ教材の提供（非ライブ講義）、及びそれらの混合（ハイブリッド型）を含みます。研修一般に当てはまることですが、講師と研修生の間で双方向性を持ったライブ講義の方が、ビデオ教材の視聴よりもやはり研修効果は高いと考えられます。そのため、時差が許容される範囲内のアジア～中東～アフリカ大陸の国々に対しては、原則としてライブ講義又はハイブリッド型にて研修を実施しま

す。中南米地域のみ、時差が大きくライブ講義の時間を設定できないため<sup>10)</sup>、基本的にビデオ教材での研修提供となりますが、メールベースで課題の提出と講評（添削指導）を行うことで研修の双方向性を担保するようにします。

#### 2-3-1. オンライン研修のツール、講義環境

オンライン研修において重要な要素の一つであるオンライン会議ツールは、主にMicrosoft Teamsを利用しています。その理由は、全世界で利用者が多く安定性が高いという点はもちろんですが、オンライン研修を効果的に行うための各種機能が無料の範囲内で備わっているからです。以下にいくつか紹介します。

##### (1) チーム機能

「チーム」は、招待された特定のメンバーのみが参加可能な共同の作業場のイメージです。研修では、図3のように、研修ごとに「チーム」を作成し、研修生ほか関係者を招待します。当該チーム内にて、研修日ごとの「チャンネル」を設定し、チャンネル

10) 一方で、主にアジア地域の研修生向けのライブ講義にて、ブラジルのとある研修生がブラジル時間の深夜3時にも関わらずライブ講義に参加していたこともあり、強い学習意欲と熱意を感じました。

ごとに必要な研修教材をアップロードします。こうすることで、動画教材等の容量の大きいファイルも含め、教材を視認性良く研修生へ展開でき、また、教材の追加や修正も容易です。さらに、復習用及び欠席者向けに講義をレコーディング機能で録画した場合、録画動画が自動的にチーム上にて共有されるため、非常に使い勝手が良いです。

## (2) ライブキャプション機能

オンライン会議中の発言を音声認識し、リアルタイムに英語字幕として表示する機能です。精度はそこまで高くありませんが、英語での意思疎通を図る上で使って損はない機能です。なお、英語字幕の保存はできないため、会議の記録の意味では別途レコーディング機能を使う必要があります。

## (3) 挙手機能

国際研修指導に限った話ではないですが、オンライン会議中に発言や質問の許可を得るには心理的なハードルがあるものです。そこで講義中に質問等がある場合はいつでも挙手機能で示してください、と研修生に事前に伝えることで、研修生は講義中も抵抗なく質問することができます。さらに、例えばこの請求項は記載要件を満たすか否か、といったクイズ形式の講義において、○か×かを挙手機能で示してもらうことで、研修も盛り上がりやすくなり、講師が研修生の理解度を容易に把握することもできます。

## (4) ブレークアウトルーム機能

最近Teamsに追加された機能のため、まだ研修での活用実績はありませんが、ブレークアウトルーム機能により、会議の参加者を少人数のグループに分けることができます。オンライン研修では一般的に研修生同士の議論の機会の確保が困難ですが、本機能の活用によりグループディスカッションやグループ毎の発表等が可能になり、より研修効果が高まると見込んでいます。

また、オンラインのライブ講義は、基本的に図4のような環境で実施します。講師が操作する手元のPCのほかになるべく大型のディスプレイを用意し、資料投影をしながらも相手方の表情や反応を十分に確認できるようにすることで、双方向性を持った研修を実現します。



図4 オンライン研修の講義環境

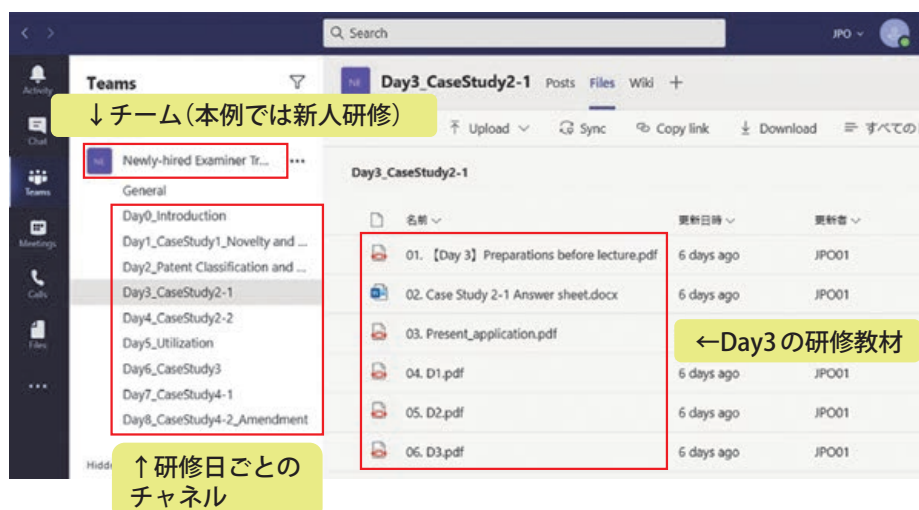


図3 オンライン研修における研修生目線の画面イメージ

このようにオンラインのライブ講義のためのツールや環境はかなり整備されている状況ですが、それらを適切に活用し、実際にライブ講義をスムーズに進めるためには、研修講師のほかにファシリテータ（司会；仕切り役）が講義に常駐することが必要不可欠と考えます。講師がいきなり各種のツールを使いこなすのは困難ですし、講義に集中していると研修生からの挙手やチャット等の表示になかなか気づかないものです。また、研修生の出欠把握や、研修生にカメラオンを促す、発言者以外はマイクオフにさせる、その他ツール関係のトラブル対応等、事務的な事項は全てファシリテータが担い、講師は講義のみに注力するのが効率的です。直接対面の講義では、進行も含めてある程度講師に任せても講義が成立しますが、オンラインのライブ講義はそれとは別物と考えるべきであり、講師とは別にロジ面を全て担うファシリテータを明確に設定した方が上手くいくことが多いです。ファシリテータは審査企画室員が担当しており、講師と連携してスムーズな研修進行に努めます。

### 2-3-2. オンライン研修の具体的流れ

ここでは、2021年2月に実施されたモロッコ産業財産権庁(OMPIC)へのオンライン研修<sup>11)</sup>を例に、研修の準備から本番、事後作業の流れを説明します。本研修は、2021年4月の日モロッコPPH試行開始<sup>12)</sup>と合わせ、モロッコに対し初の二国間での研修を提供したものです。研修の準備を含む全体的

なスケジュールは図5のように進みます。先方との調整や事前打合わせは審査企画室にて担当し、先方の研修ニーズや研修生の情報を事前に深く聴取します。

先方の具体的な研修ニーズは機微な情報であるためここには記載できませんが、聴取した研修ニーズに対応するべく、対応教官の皆様とも相談して研修カリキュラムを策定します。先方にも共有した実際のカリキュラム表を図6に示します。モロッコはアフリカ大陸の西端に位置し、日本との時差は8時間ありますが、ライブ講義を各日16時半～18時（モロッコ時間8時半～10時）の90分<sup>13)</sup>、計8日間確保することとしました。なお、モロッコは公用語に英語が含まれませんが、研修は英語で行うこととなりました。研修では、審査実務一般、電気分野、医薬分野の大きく3テーマを取り扱うこととしました。また、医薬分野については、研修生のレベルを事前に把握して研修内容に反映させるために、研修開始前の1月中に研修生に事前課題を課し、提出してもらいました。

研修日程8日間のうち最初の2日間は渡邊吉喜教官にご対応いただき、JPO 審査実務一般のうち、先方の関心が特に高い進歩性や単一性等に焦点を当てて講義を行いました。ライブ講義時間が不足するので、研修生には既存のビデオ教材も視聴してもらいました。その後は、研修生を電気分野と医薬分野にグループ分けし、それぞれ専門の荒井隆一教官と高橋樹理教官に3日間ずつ隔日でご講義いただきまし

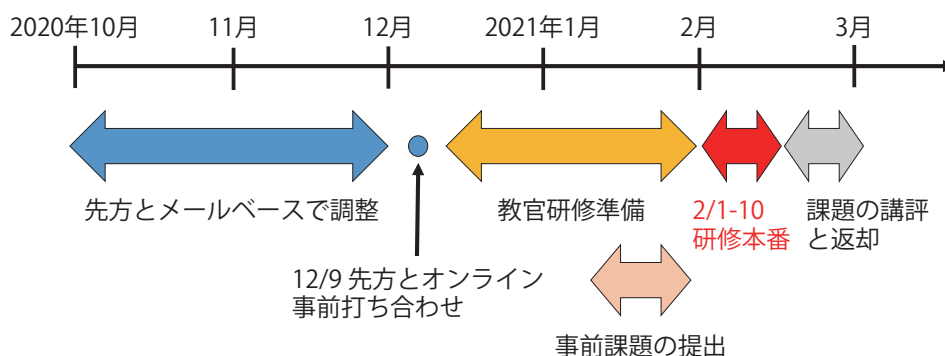


図5 モロッコ研修における実施の流れ

11) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202102/021901.html>

12) [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_morocco\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_morocco_highway.html)

13) たとえ時差にゆとりがある場合であっても、研修生の集中力の維持や通信環境の観点から、ライブ講義は原則1日2時間以内としています。



JPO – OMPIC Patent Training Program on Generic, Electricity and Pharmaceutical 2021

Time Difference: 8h

		Pre-Video Material	Morocco	Japan	Assignment
			8:30-10:00	16:30-18:00	
					1/15 Pre-Assignment (Prior Art Search of Case Study on Pharmaceutical field)
1, Feb.	Generic JPO Trainer : Mr. Watanabe	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Introduction of JPO (20min.)</li> <li>• Requirements for claims (45min)</li> <li>• Requirements for descriptions(25min)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Opening Session 10-15min.</li> <li>• Inventive step (including the difference from ProblemSolution Approach)</li> </ul>		
2, Feb.			<ul style="list-style-type: none"> <li>• Amendments (30min.)</li> <li>• Patent Classification and Prior ArtSearch (including FI, F-term,JPlatPat) (30min.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Follow up of Amendments (Disclaimer Claim)</li> <li>• Unity of Invention</li> <li>• How to access the JPO's examination result usingJPlatPat including Demonstration</li> </ul>	
3, Feb.	Electricity (1) JPO Trainer : Mr. Arai		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Patent Eligibility</li> <li>• Practices and Guidelines for Examination regardingComputer Software Invention in JPO</li> </ul>		
4, Feb.	Pharmaceutical (1) JPO Trainer : Ms. Takahashi		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Search for molecules using their chemical structuresvia PatentScope</li> <li>• Search for nucleotide sequences via NCBI BLAST</li> </ul>		Assignment - Prior art search using PatentScope and BLAST1/
5, Feb.	Electricity (2) JPO Trainer : Mr. Arai		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Patent Eligibility</li> <li>• Practices and Guidelines for Examination regardingComputer Software Invention in JPO</li> </ul>		
8, Feb.	Pharmaceutical (2) JPO Trainer : Ms. Takahashi	Explanation of Case Study (10min.)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Practices and Guidelines for Examination regardingMedicinal Inventions in JPO</li> </ul>		Assignment - Assesment of novelty andinventive step of Case StudyPost
9, Feb.	Electricity (3) JPO Trainer : Mr. Arai		Prior art Search of Case Study		Post-Assignment - Trainees submit draft Office Action of Case Study. <b>Trainer will do feedback later.</b>
10, Feb.	Pharmaceutical (3) JPO Trainer : Ms. Takahashi		Follow up of Case Study Preparation of drafting Office Action		Post-Assignment - Trainees submit draft Office Action of Case Study. <b>Trainer will do feedback later.</b>

図6 2021年2月モロッコオンライン研修カリキュラム

た。この期間は各分野における審査実務の専門的な知識の習得と、演習による実践的なトレーニングを行います。研修生が演習に取り組む時間はライブ講義時間内では確保できないので、講義時間外に取り組んでいただき、メールベースで提出して教官がチェックし、次の講義日にフィードバックします。講義日を隔日で設定しているのは、演習のための十分な時間を確保するためです。このようにオンライン研修では、現地派遣による直接対面の研修に比べて、ご対応いただく教官の人数や研修カリキュラム構築の柔軟性に利点があります。

研修日程終了後は、提出された事後課題を講評（添削指導）し、研修生一人一人に修了証とともに返却することで、全業務完了となります。本研修はご対応いただいた教官の皆様のご尽力のおかげで、限られた時間の中で研修生のレベルと関心事項に合った「刺さる」研修を提供することができたため、事後アンケートによる研修生からの評価も非常に高いものでありました。図7は、教官の皆様と研修生の集合写真です。



図7 2021年2月モロッコオンライン研修集合写真

## 2-4. ベテラン教官インタビュー

2019年度以前の派遣による直接対面での研修と2020年度以降のオンライン研修の両方を経験された、各審査部のベテランの国際研修指導教官及び国際研修カウンセラー（元教官）の皆様は、教官業務についてお伺いしました。今後、国際研修指導に携わる方々へのご参考となれば幸いです。質問項目は以下5点です。

- ① 普段の審査業務のかたわら教官業務を行うことは決して簡単なことではないかと思いますが、業務

を上手く、楽しく、またはやりがいを持って進めるためのコツを教えてください。

- ②思うようにいかなかったこと、苦労されたことも多いかと思いますが、それらをどのように克服されましたか。またはどうすれば克服できると思われますか。
- ③教官業務を行うことで、ご自身のスキルアップや審査業務へ良い影響はありますか。
- ④直接対面からオンラインの研修に切り替わったことで、特に注意されている点は何でしょうか。
- ⑤今後国際研修指導に携わる方々へのアドバイスをお願いします。

・荒井隆一 国際研修カウンセラー（審査第一部アミューズメント）H14入庁 教官歴2019年4月-2021年6月

主な研修対応実績：2019年ベトナム派遣、2020年ベトナムオンライン、モロッコオンライン等

- ①教官の仕事は、研修実施の2ヶ月程度前に依頼が来ますので、研修当日に向けて普段の業務とのバランスを考えながら計画的に準備を進めるようにします。研修教材は既存のものが多くありますが、担当する研修に適したものがなければ自分で作成します。既存の教材を使う場合でも、自分の言葉で説明できるレベルに達するには、隅々まで熟読する必要があり、様々な修正をする場合があります。ですから、1回の研修のために相当の準備を要するので、研修がうまくいったときの達成感は格別ですね。
- ②研修は長い場合は1～2週間となりますので、担当するコマの全てが大成功というわけにはいきません。使用した教材の中には、少々難易度が高かったり、論点が分かりにくかったりしたものもあります。そのときは、改善点を記録して、次回うまくいくように心がけます。また、「(研修に)完璧はない」と考えるようにもしています。更に、先ほど(①で)研修がうまくいったときの達成感は格別、といましたが、このときも注意が必要です。なぜなら、研修毎に、研修生のスキルやバックグラウンドが異なり、ある研修で好評だった教材や研修方法が、他の研修でうまくいくとは限らないからです。研修がうまくいったときも、次回、安易に同じやり方で手を抜いてしまうこと

のないように気をつけています。

- ③教官の仕事をする上で、審査基準や審査ハンドブックの、新規性、進歩性、明確性、補正といったところは、再確認することが出来ました。特に、審査ハンドブックに掲載されている多くの事例は学ぶところが多いです。また、教官の仕事をする際は、必ずしも、普段の審査業務の技術分野について教えるわけではないので、教官の仕事を通じて、他の技術分野(例えばAI)の知見も得られて、視野を広げることができたと思います。
- ④対面での研修に比べて研修時間が短い場合が多いので、教材の分量を見直したり、論点が伝わりやすいように工夫したりしています。また、対面の研修では、空き時間に研修生とコーヒーを飲みながら雑談して交流を深めることが出来ますが、オンラインの研修では研修生と直接会うことが出来ないで、「研修内容を充実させることが最高のおもてなし」と思っています。
- ⑤国際研修指導教官の仕事は、JPOの審査手法を他国の審査官に伝えるという、一見簡単そうに見えて、とても奥の深い仕事です。我々にとって当たり前のことが他国の審査官にとっては必ずしも当たり前ではなく、審査基準等の記述を自分の言葉で補いつつ、具体例などを使ってわかりやすく説明することが求められます。JPOの看板を背負って活躍したい方は是非チャレンジしてください。



図8 2019年7月 ベトナム派遣での荒井教官(当時)

・佐藤智弥 国際研修カウンセラー（審査第二部医療機器）H17入庁 教官歴2018年4月-2021年3月  
主な研修対応実績：2020年インドネシア派遣、2021年タイオンライン等

- ①審査実務指導は、特許審査官としての立場から我



が国を代表して行うものであり、責任のある業務です。また、事前の準備に多くの時間を要するなど、負担も小さくありません。しかし、「国際審査協力イントラ」から提供される資料や国際研修カウンセラーの援助等を活用し、研修内容に自分なりの工夫を加えるよう心掛けましょう。研修生から肯定的な反応が得られた際には、大きな達成感を味わうことができるはずです。

- ②新興国では、様々な理由により、計画通りに研修が進行できないことがあります。実際に、私が派遣された時にも、事前に準備した資料がほとんど利用できない事態が発生しました。でも、安心してください。国際研修指導教官は孤独ではありません。現地の受け入れスタッフや、そして何より審査企画室のメンバーが、強い味方になってくれます。私も、そういった方々の助力を得て、無事に審査実務指導を完了することができました。
- ③語学に関しては、国際研修指導教官に任命されてから、Podcastを用いて英語のヒアリング能力の向上に取り組みました。また、タイオンライン研修に対応した際には、短期間ですがタイ語の研修を受けることができ、貴重な機会となりました。一方、審査業務に関しては、新興国で多用される Patentscope や Google Patents についての知識が得られ、いち早くインハウス以外の検索システムを利用するスキルを身に付けることができました。
- ④研修生の自発性を引き出し、研修の双方向性を確保し、そして何より、その内容を研修生の記憶に長く留めるためには、打ち解けた楽しい雰囲気の中で研修を行うことが重要だと考えました。直接対面では比較的簡単なその作業も、オンライン研修では、つい一方的な情報提供になりやすいかと思えます。そこで、私は、研修の冒頭に必ずアイスブレイクを設け、リラックスしてから本題に入るよう心掛けました。
- ⑤国際研修指導教官は、多くの時間を要する責任重大な業務です。しかし、審査実務指導を行う際には、「遊び心」を忘れないで欲しいと思います。審査実務指導は、決して「遊び半分」で行える業務ではありませんが、研修生の反応を想像しながら研修計画に自分なりの味付けをすることは楽しい作業です。教官の先輩や審査企画室のメンバーか

らの手助けもありますので、充実した研修を行えるよう恐れずに挑戦してください。



図9 2020年2月 インドネシア派遣での佐藤教官(当時;写真右端)

・高橋樹理 国際研修指導教官(審査第三部医療) H20入庁 教官歴2019年4月-

主な研修対応実績: 2019年タイ派遣、2020年サウジアラビアオンライン、モロッコオンライン等

- ①国際指導教官業務によって、様々な国の国民性や文化に直接触れることができます。教官業務を大変だと思う前に、様々な国の審査官と交流でき、また、自分のスキルを向上できるチャンスだと、自分から楽しもうと努力することがモチベーションを保つコツといえると思います。
- ②大抵研修は数日間に亘って行われるので、初日に思うようにいかなかったとしても、その後の講義を研修生の反応に基づいて組み立て直すことで、最終的にはポジティブなフィードバックを得ることができました。1回の失敗は簡単に取り戻ることができるので、思うようにいなくてもそこで悩まずに、柔軟に都度修正していくことが重要です。
- ③英語力は確実にアップしました。また、毎回予期せぬ事態が起こるため、それに対処することによって、臨機応変な対応力が身についた一方、多少のことでは動じなくなりました。また、単調になりがちな審査業務を続けていく中で、教官業務はよいスパイスになると思います。
- ④現地に派遣されての対面研修に対し、オンラインでは研修生の反応や理解度がわかりにくいいため、話しながらも画面をこまめに確認したり、頻繁に

声をかけることによって、研修生の様子を把握するように心がけています。

- ⑤テーラーメイドな研修の提供には、毎回教材の準備にもかなりの時間を要するので、審査業務は普段からできるだけ余裕をもって計画的に行うことが大切です。また、JPOに対する信頼度や研修の満足度を高めるためには、自分が担当する研修が実施に至るまでの経緯や、研修生の背景(レベル、普段使用しているサーチツール等)について、審査企画室との綿密なコミュニケーションをとることによって、十分に把握することが重要だと思います。



図10 2021年2月 モロッコオンライン研修での高橋教官

・鈴木聡一郎 国際研修カウンセラー(審査第四部電子デバイス) H18入庁 教官歴2019年4月-2021年6月

主な研修対応実績: 2020年ベトナムオンライン、マレーシアオンライン等

- ①教官業務については常に限界ぎりぎりまで全力投球するのではなく、通常は手持ちの材料のアレンジだけで対応するようにするなど、余力を作るのが大切だと思います。余力を作ることで、特に重要なものや手持ちの材料で対応できないケースに時間と労力をかけることができ、後の教官が再利用できる質の高い教材を作れるとともに、自身の業務に対する満足度を上げることもでき、モチベーションの維持につながります。
- ②受講生のニーズ把握が難しいと思います。会って話をして初めて分かるニーズも多いところ、不足のないように準備しようとする事前準備が過剰になりがちです。一方で、受講生のニーズ対応に

ついては、自分が既に持っている判例の知識や海外の知財に関する知識で対応できることも多かったので、一つの研修のための準備を用意周到にするよりは、普段から審査官としての質を高めるために様々な情報を得たり、経験を積んだりする方が、結果的には効率がよいかもしれません。

- ③教官業務自体は、英語ないし通訳を用いるという点を除き、国内での各種講義や指導業務とあまり差はありません。そのような業務経験がない場合には、新たな経験を積むことができるというよい影響があると思われます。一方、教官業務を通じて受講生から得られる海外知財庁の業務の状況や制度の実態については、日本とは異なる点が多々あり興味深かったです。日本の制度や運用を日々見直していく際の貴重な経験になったと思います。
- ④オンライン研修では、カメラを通じた受講生正面の画像しかなく、理解度など受講生の状況を把握する手段が限られているため、受講生に積極的に発言させて理解できていないところや関心事項の掘り出しに努めました。また、講義中においても意識的に、我が国の知財状況や特許庁に係る雑談を話すようにすることで、講義内容以外の情報も受講生が得られるように心がけました。
- ⑤我が国の先輩方が作り上げてきた日本の知財制度は非常に優れたものと思います。これから教官になれる方は自信を持って、そのような優れた日本の知財制度に基づいて講義を行っていただければと思います。また、他国の審査官との交流で得られた新たな知見を持ち帰り、特許庁の運用や日本の制度の改善につなげていただければと思います。



図11 2020年11月 マレーシアオンライン研修での鈴木教官(当時)



### 3. 審査官協議の最近の動き

#### 3-1. 審査官協議の体制

審査官協議では主に実案件（両庁の共通ファミリー案件）を用いて議論が行われますので、対象の技術分野を担当する審査官が対応します。ここで、国際研修指導では対応者があらかじめ「国際研修指導教官」として任命されているのに対して、審査官協議に対応する審査官はあらかじめ任命されていない点で異なります。

#### 3-2. オンラインでの審査官協議

2020年度の審査官協議は全てオンラインで実施しました。国際研修指導は事前に録画したビデオ教材も併用しつつ実施しましたが、審査官協議は主に議論が行われますので全てライブ形式にて実施しました。オンラインでの実施には以下のとおり多くのメリットがあります。

- ・対応する審査官以外の参加やサポートが容易

審査官協議に対応する審査官だけでなく、施策担当者などの部分的な参加が可能となりました。また、派遣の場合はメールベースでのサポートに限られました。オンラインの場合はより手厚くサポートすることが可能となりました。

- ・期間の制約がない

これまでは派遣・受入期間が旅程によって厳密に定められていましたが、オンラインでは柔軟に対応可能です。例えば日にちの間隔を空けて協議を実施することが可能です。

一方、オンラインでの実施には時差やコミュニケーションなどの問題が想定されます。これらの問題に対して、以下のとおり対応しました。

- ・時差や勤務時間の相違

可能な限り双方の都合の良い時間を調整しました。また、一日当たり2、3時間程度の実施でしたので、その他の時間をそれぞれの審査官が個別に、協議をふまえて次回の協議の準備に当てる時間とし、時差を有効活用しました。

- ・コミュニケーションの難しさ

派遣・受入の場合は直接顔を合わせて議論するこ

とで密なコミュニケーションが可能でしたが、オンラインでは画面越しでのコミュニケーションとなるためハードルが上がります。そこで、緊張がほぐれた状態で協議を開始できるように、事前のテストミーティングの段階から審査官が参加可能としました。

#### 3-2-1. オンラインでの審査官協議のツール、協議環境

JPOでは使用できるオンライン会議ツールが制限されていますが相手庁も同様に制限がある場合がほとんどです。つまり、審査官協議を行う両庁が共に使用可能な共通のツールで実施する必要があります。これまでの実績としては、主にSkype for Businessを使用して実施しましたが、一部の審査官協議ではMicrosoft Teamsを使用しました。審査官協議は主に一対一の議論ですので、国際研修指導と比較するとツールに求められる機能は多くないため、審査官は特段の問題なく在宅で協議に参加することができます。

審査官協議は、案件協議のように技術分野ごとにグループに分かれて行われるコマと、開会式など全員が参加するコマとがあります。審査官が登庁している場合は、案件協議は技術分野ごとに割り振られた会議室で行い（図12）、全員が参加するコマでは一つの会議室に集まって行われます。



図12 2020年12月 日露審査官協議の様子

#### 3-2-2. オンラインでの審査官協議の具体的流れ

ここでは2021年3月に実施された欧州特許庁（EPO）とのオンラインでの審査官協議<sup>14)</sup>を例に、準備から本番までの流れを説明します。

14) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202103/032291.html>



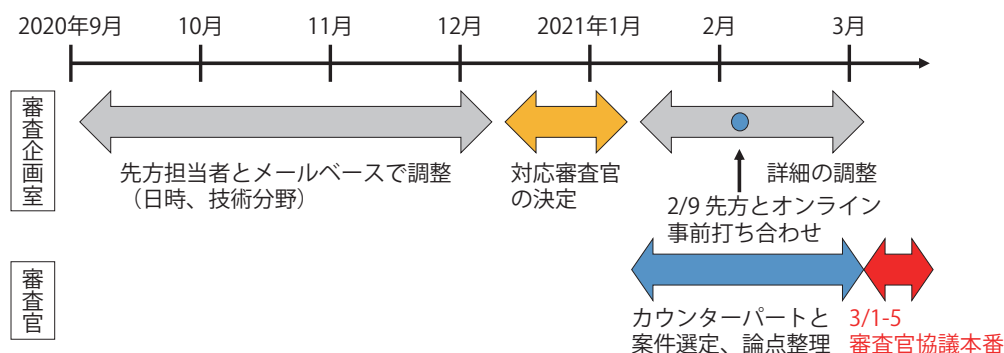


図13 日欧審査官協議における調整の流れ

日欧審査官協議は、長年継続的に行われてきました。現在も日本からEPOへの出願は米中に次いで多く、また、EPOの審査実務は、ヨーロッパ各国や新興国をはじめ世界各国への影響も大きいことから、引き続き審査実務を把握するとともに、審査実務の調和に努めるために2020年度の日欧審査官協議を2020年9月に打診しました。打診から審査官協議本番までは図13のように調整を進めました。

審査官協議の日時と技術分野は、審査企画室と欧州特許庁の担当者との間で行われます。日時は、双方の開庁日を考慮して3月1日-5日の期間に、8時間の時差を考慮して各日16時～18時(中央ヨーロッパ時間8時～10時)に設定しました。技術分野は、協議を行うことで得られる成果や先方の要望等を考慮して、3つの技術分野(眼の検査装置、人工知能(AI)、動画配信)で実施することで、先方と合意しました。

日時と技術分野が確定した後に、JPO内で対応する審査官を決定します。対応する審査官は、担当技術分野や経験等の事情を考慮して、審査官協議のたびに決定されます。対応する審査官は、EPOの審査

官(カウンターパート)とメールで連絡を取りつつ、協議の対象とする案件や論点を調整します。オンラインでの審査官協議は協議にかけられる時間が短いので、この事前準備が円滑な協議のために非常に重要になります。

カウンターパートとの事前準備と平行して、詳細なタイムテーブルを検討します。オンラインでの審査官協議では、資料の作成や論点の明確化のために、対面での実施と比べて詳細にタイムテーブルを策定する必要があります。もちろん、実際の進捗に応じて対応する審査官が柔軟に運用することが可能です。図14は日欧審査官協議の実際のタイムテーブルです。

協議終了後の時間(JPOは協議翌日の午前中、EPOは協議当日の午後)を利用して、対応する審査官は、議論を整理し質問に対する回答を準備します。そして、2日目以降毎日設定された「前日の復習(Recap of previous day)」によって、当日の議論につなげていきます。このように、時差の影響で審査官協議が行えない時間帯であっても、それぞれの審査官が個別に実施できることを想定した上でタイムテーブルを策定することで効率化を図りました。

	Day 1 (1st Mar.)	Day 2 (2nd Mar.)	Day 3 (3rd Mar.)	Day 4 (4th Mar.)	Day 5 (5th Mar.)
CET 08:00-08:30 JPN 16:00-16:30	1. Welcome Opening remarks (JPO, EPO) Self-introductions	Recap of previous day, discussion of open points, follow-up questions	Recap of previous day, discussion of open points, follow-up questions	Recap of previous day, discussion of open points, follow-up questions	Recap of previous day, discussion of open points, follow-up questions
CET 08:30-09:00 JPN 16:30-17:00	2. Discussion with Counterparts in 3 groups Introduction: general exchange on technical areas	5. Search methods Searching with FI, F-terms, IPC, CPC, non-patent literature, etc.	6. Discuss examination practices based on common applications	6. Discuss examination practices based on common applications	8. Comparison of examination practice: main similarities, differences in approach
CET 09:00-09:30 JPN 17:00-17:30	3. General examination topics (guidelines, etc.)	5. Search methods Searching with FI, F-terms, IPC, CPC, non-patent literature, etc.	6. Discuss examination practices based on common applications	6. Discuss examination practices based on common applications	9. Summary of key learning points, take away messages
CET 09:30-10:00 JPN 17:30-18:00	4. Classification matters (general introduction of schemes, CPC, FI, F-terms)	6. Discuss examination practices based on common applications	6. Discuss examination practices based on common applications	7. Discuss specific challenges in examination in technical areas (e.g. patentability)	10. Wrap-Up Meeting Closing remarks (JPO, EPO)

図14 2021年3月日欧審査官協議タイムテーブル

また、審査官を派遣する場合は対応する審査官の数に限りがあり通常一分野につき1名の審査官が派遣されますが、オンラインで実施する場合は対応する審査官の人数は柔軟に対応可能というメリットがあります。日欧審査官協議は、一分野に3名の審査官が対応した技術分野がありました。複数名で対応する場合、図15のように会議室にモニターを設置し全員が同じ画面を見ながら協議可能な環境としました。



図15 2021年3月 日欧審査官協議の様子

#### 4. 最後に

以上、オンライン形式での国際審査協力の現状を中心に説明してきましたが、当然ながら「コロナ後」の運用も考えなければいけません。コロナ後の国際業務は、コストの観点からオンラインで十分なものはオンラインで実施するというのが基本的な考え方になると想定されます。一方で、オンライン形式の研修・協議を実際に経験した教官・審査官及び相手国審査官の意見を毎度聴取していますが、やはり直接対面での議論（指導）の方が効果が高いという意見が大多数です。コロナ後は上記の基本的な考え方を前提にオンライン形式のメリット・デメリットを踏まえつつ、国際審査協力のその都度の内容と目的に応じて、派遣・受入とオンライン形式を使い分けていくのだらうと思います。例えば、特に手取り足取りの指導が求められる特定技術分野の研修や、現地のサーチツール・システム等の情報収集を目的とした国際審査協力では派遣・受入を実施すべきであり、座学中心の講義や相手方と一度顔見知りであるような場合はオンライン形式で実施するといった対

応が予想されます。

国際審査協力は、それ自体が目的というよりは、国際的又は特定国との間の課題を解決するためのツールの一つと捉えられますので、その規模や役割は時代とともに変化します。しかし、国際審査協力が相手国との信頼関係の上に成り立っている点は、今後も変わることがありません。現在、コロナ禍においても世界各国と円滑に国際審査協力を進めることができているのは、これまで国際審査協力で携われた全ての方々が、JPOの優れた実務を伝えるために真摯に業務に取り組み、各国審査官・関係者との間で信頼感を醸成し続けてくださったからにほかなりません。二国間での国際研修指導は10年弱、審査官協議に至っては約30年<sup>15)</sup>の歴史があります。この場を借りて、これまで国際審査協力にご尽力された全ての皆様に感謝を申し上げます。さらに、国際審査協力に対する引き続きのご理解とご支援を賜れば幸いです。

最後になりましたが、大変お忙しい中、「2-4. ベテラン教官インタビュー」の執筆にご協力いただいた、荒井隆一さん、佐藤智弥さん、高橋樹理さん、鈴木聡一郎さんに厚く御礼申し上げます。

#### Profile

##### 山本 俊介

(やまもと しゅんすけ)

2011年4月 特許庁入庁（特許審査第  
四部電子商取引）  
2014年4月 審査官昇任  
2016年4月 調整課審査基準室 国際  
基準係長  
2017年4月 審査第四部電子商取引  
2019年4月 審査第四部審査調査室 副査  
2020年4月 審査第四部情報処理  
2020年10月 調整課審査企画室 課長補佐（現職）



#### Profile

##### 飯田 義久

(いいた よしひさ)

2015年4月 特許庁入庁（審査第二部  
生産機械）  
2019年4月 審査官昇任  
2020年4月 調整課審査企画室 審査企  
画第二係長  
2021年4月 審査第二部繊維包装機械（現職）



15)「産業財産権制度125周年記念誌～産業財産権制度この15年の歩み～」(2010年) 第3節1. (2) 国際審査官協議 [https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/document/125th\\_kinenshi/02\\_03.pdf](https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/document/125th_kinenshi/02_03.pdf)